



永年の功績を たたえて

～市文化の日表彰～



市の発展や振興に寄与された方々をたたえる文化の日表彰。11月8日に表彰式が行われ、次の方々が受賞されました。※敬称略。

◆功労表彰

鶴澤 英夫（清名幸谷）

市農業委員会委員として尽力されました。

齋藤 重幸（南今泉）

市農業委員会委員として尽力されました。

中野 修（四木乙）

市消防団長として尽力されました。

佐久間 猛（南横川）

市国民健康保険運営協議会委員として尽力されました。

◆善行表彰

糸日谷 英明（北今泉）

市の防災施設整備事業の推進に貢献されました。

杉村 克治（奈良県）

市の災害復旧・復興対策事業の推進に貢献されました。

村上 美晴（八千代市）

市の教育振興事業の推進に貢献されました。

叙勲

◆秋の叙勲

〈瑞宝重光章〉

長谷川 充弘 氏

〈瑞宝単光章〉

石井 総明 氏

加藤 祐次 氏

◆高齢者叙勲

〈瑞宝双光章〉

大出 政男 氏

◆危険業務従事者叙勲

〈瑞宝双光章〉

▶防衛功労

藤田 正之 氏

▶警察功労

内山 弘二 氏

金坂 三男 氏

山元 勝美 氏

▶消防功労

三須 知之 氏

〈瑞宝単光章〉

▶防衛功労

森下 一弘 氏

▶警察功労

眞鍋 重雄 氏

▶消防功労

岡本 明夫 氏

令和6年 各種表彰

※敬称略。

◆更生保護功労

〈法務大臣表彰〉

片岡 恒（四木乙）

白石 孝昭（富田）

千葉県保護司会連合会会長表彰

鶴澤 利行（清名幸谷）

千葉保護観察所長感謝状

町田 和子（池田）

内山 仁美（大網）

千葉県更生保護女性連盟会長表彰

小出 美世子（大竹）

石井 百合（みずほ台）

◆社会福祉功労

〈厚生労働大臣表彰〉

永野 和子（富田）

星見 和子（萱野）

千葉県社会福祉協議会会長表彰

笠原 八重子（駒込）

上代 幸夫（北今泉）

◆防犯功労

千葉県警察本部長・公益社団法人千葉県防犯協合理事長連名表彰

小川 良彦（大網）

石原 治幸（金谷郷）

◆消防功労

〈日本消防協会会長表彰功績章〉

齊藤 正貴（細草）

千葉県知事表彰永年勤続功労章

小倉 光夫（南横川）

吉田 崇亜（大網）

◆社会体育功労

〈関東スポーツ推進委員協議会表彰〉

大塚 孔久（南飯塚）

加藤 正実（上谷新田）

市スポーツ協会功労者表彰

三橋 涉（細草）

中村 克明（大網）

◆国保事業永年勤続功労

〈国民健康保険中央会表彰〉

林 孝枝（みやこ野）

◆献血功労

千葉県赤十字血液センター所長感謝状

カタクリの会

宇田 一正（富田）

◆保健衛生功労

千葉県歯・口の健康啓発標語コンクール千葉県歯科衛生士会長賞（一般の部）

古内 瑠璃（金谷郷）

◆学校教育功労

千葉県教育功労者

▼学校教育の部（個人の部）

大木 正之（増穂中学校長）

▼学校教育の部（団体の部）

増穂小学校

◆社会教育功労

〈社会教育委員会表彰〉

行木 博（大竹）

古畠 英俊（みどりが丘）

完倉 富美（小西）

鈴木 航伊知（富田）

平井 龍生（ながた野）

◆選挙管理功労

千葉県市区町村選挙管理委員会連合会市部会表彰

加藤岡 文雄（南今泉）

◆監査事務功労

〈関東都市監査委員会表彰〉

古川 光夫（千葉市）

◆地域環境保全功労

〈環境大臣表彰〉

上田 弘子（駒込）

◆税務表彰

〈国税庁長官表彰〉

内山 弘通（細草）

〈東金税務署長表彰〉

桑田 健二（北今泉）

佐久間 良幸（南横川）

〈東金税務署長感謝状〉

内山 充弘（清水）

〈税の標語〉

▼東金間税会 金賞

長島 静香（みどりが丘）

健康保険証 12月2日(月)からの取り扱いについて

現行の健康保険証は、12月2日(月)から新たに発行されなくなり、「マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）」を基本とする仕組みに移行します。

☎市民課国保班 (70) 0334 市民課高齢者医療年金班 (70) 0336

Q1 12月2日(月)以降はマイナ保険証を持っていないと、医療機関等を受診できないの？

A 現在、お手元にある健康保険証で、医療機関等を受診できます。健康保険証は記載されている有効期限まで使用することができます（本市の国民健康保険および後期高齢者医療制度の方の場合、通常は令和7年7月31日(木)まで。社会保険に加入中の方は健康保険組合等に確認してください）。



Q2 健康保険証の有効期限が切れた後はどうすればいいの？

A 〈マイナ保険証をお持ちでない方〉

健康保険証の有効期限が切れる前に、申請によらず「資格確認書」が交付されます。資格確認書は医療機関等で提示すると、健康保険証と同様に医療を受けることができます。



〈マイナ保険証をお持ちの方〉

引き続きマイナ保険証をご利用ください。なお、健康保険証の有効期限が切れる前に、健康保険の資格情報を確認できる「資格情報のお知らせ（または資格情報通知書）」が交付されます。



Q3 マイナ保険証は取得しなければいけないの？

A マイナンバーカードの取得や健康保険証の利用登録はあくまで任意ですが、次のようなメリットもありますので、利用をご検討ください。

①医療費を節約できる！

現行の健康保険証よりも総医療費が20円節約でき、皆さんの自己負担額も低くなります。

②限度額適用認定証の手続きが不要に！

入院等、医療費が高額となる際に必要な申請が不要になり、窓口での支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。

※国民健康保険の方の場合、納期到来分までの国民健康保険税を完納している必要があります。

③より良い医療を受けることができる！

過去に処方されたお薬情報や特定健診の結果を初診でも医師や薬剤師に共有でき、正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられます。



Q4 マイナ保険証として利用する方法を教えてください！

A マイナンバーカードを取得しただけでは健康保険証として使えません。次のいずれかの方法で、利用登録が必要です。

- ・医療機関や薬局の窓口を設置された顔認証付きカードリーダーで登録
- ・セブン銀行ATMで登録
- ・スマートフォンやパソコンを使用し、「マイナポータル」から登録

〈登録方法がわからない方には…〉

市民課窓口で登録の支援を行っています（被保険者本人の来庁が必要です。マイナンバーカードと取得時に設定した4桁の暗証番号をご用意ください）。

加害者の行為（交通事故や暴力等）により治療を受ける際の費用は、健康保険で治療を受けられる場合があります。市民課に連絡の上、届け出をしてください。

☎市民課国保班 (70) 0334